

廃棄物処理法における国の基本方針について

1 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の2において「環境大臣は、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針を定めなければならない。」と規定し、わが国の廃棄物処理における基本的な方針を定めている。

平成13年5月に告示された基本方針は、今次の廃棄物処理における諸課題の解決を図り、循環型社会への転換を図るため、平成28年1月に改定版が告示された。

2 基本方針の概要【抜粋】

(1) 総論

- 大量生産、大量消費、大量廃棄型の従来の社会の在り方や国民のライフスタイルを見直し、社会における高度な物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される、循環型社会への転換を、さらに進めていく。
- 地球温暖化対策の実施が喫緊の課題であることを踏まえ、低炭素社会や自然共生社会との統合にも配慮して取組を進めていく。
- 地域の活性化にもつながる地域循環圏づくりに向け、それぞれの地域の文化等の特性や地域に住む人と人とのつながりに着目し、エネルギー源としての活用も含めた循環資源の種類に応じた適正な規模で循環させることができる仕組みづくりを進める。
- エネルギー源としての廃棄物の有効利用等を含め、循環共生型の地域社会の構築に向けた取組みを推進する。

(2) 目標の設定

●一般廃棄物(平成32年度目標値)

排出量	平成24年度比約12%削減
再生利用量	約27%に増加
最終処分量	平成24年度比約14%削減
1人1日当たりのごみ排出量	500g

●産業廃棄物(略)

●その他の目標(平成30年度目標値)

家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合の調査を実施したことがある市町村数	200市町村
家電リサイクル法に基づく引き取り義務を負わないものの回収体制を構築している市町村の割合	100%
使用済小型電子機器等の再生のための回収を行っている市町村の割合	80%

<参考>現状(平成24年度)における状況

排出量	45
再生利用量	9.3
中間処理による減量	31
最終処分量	4.7

(単位 百万トン/年)

※産業廃棄物(略)

(3) 施策の基本的枠組み

- ・ 廃棄物の排出を抑制し、適切な循環的利用を促進するためには、国民、事業者、国及び地方公共団体が適切な役割分担の下でそれぞれが積極的な取組を図ることが重要。
- ・ 基本法、廃棄物処理法、資源の有効な利用の促進に関する法律、各リサイクル法等の法制度に基づく施策について、国民、事業者、国及び地方公共団体の適切な役割分担により、円滑な実施を図る。

(4) 国民、事業者、地方公共団体及び国の役割

【国民】

- 自ら排出する一般廃棄物の排出抑制に取り組む。

<具体的な行動の例>

- ・商品の購入時に、耐久性に優れた商品や再生品等の選択に努める。特に食品は、食品ロスの削減に資する購買行動に努める。
- ・商品の使用では、故障時の修理の励行や、食品の食べきりや使いきり、生ごみの水切りに努める。
- ・事業者が排出する一般廃棄物の排出抑制に協力する。

<具体的な行動の例>

- ・外食における適量な注文や食べ残しの削減等
- ・市町村による適正な循環的利用に対する取組に協力する。
- ・事業者が法律(個別リサイクル法等)に基づいて行う措置に協力する。

【国】

- 国民及び事業者の自主的な取組を促進し、また、地方公共団体によるそれらのための取組を支援し、関係主体の連携・協働の促進を図るとともに、先進的な事例に関する情報提供等により普及啓発に努める。
- 市町村及び都道府県が行う、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保のための取組みが円滑に実施できるよう、技術的及び財政的な支援に努めるとともに、広域的な見地からの調整を行うことに努める。

【事業者】

- 自ら排出する廃棄物の排出抑制に努める。
- 自ら排出する廃棄物について、廃棄物の適正な循環的利用に努めた上で、処分しなければならない廃棄物の適正な処理を確保する。
- 物の製造、加工、販売等に際し、廃棄物となった場合の適正な循環的利用及び処分が実施できるような商品の製造、販売等に努める。
- 自らが製造等を行った製品や容器等が廃棄物となったものについて、極力これを自主的に引き取り、循環的な利用を推進するよう努める。

【地方公共団体】

- その区域内における一般廃棄物の排出抑制に関し、適切に普及啓発や情報提供、環境教育等を行うことにより住民の自主的な取組を促進するとともに、分別収集の推進及び一般廃棄物の再生利用により、一般廃棄物の適正な循環的利用に努める。
- 一般廃棄物の処理事業の他自治体との広域的な取組みや、広域的な循環的利用の取組みについて促進を図る。
- 一般廃棄物の処理事業に係るコスト分析及び情報提供を行い、必要に応じてPFI法の活用により、社会経済的に効率的な事業となるよう努める。
- 災害時の一般廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理体制が確保されるよう、職員の人材育成等に努める。

(5) 一般廃棄物処理体制の確保

- ・ 一般廃棄物処理計画の策定に当たっては、市町村は、地域における一般廃棄物の排出抑制及び適正な循環的利用等の実現のために必要な施策を適正に盛り込むとともに、中長期的な一般廃棄物の発生量及び質の変化と整合のとれたものとする必要があるとあり、一般廃棄物の発生量及び組成を把握したうえで、その量及び質に即して適切な処理を行うことができる体制を整備することが必要。
- ・ 収集に関しては、処分及び再生利用の方法に配慮し、一般廃棄物の種類に応じて分別収集する等、適切な収集を行うことが可能な体制を確保する。
- ・ 運搬に関しては、市町村の地勢及び人口分布に応じて効率的な運搬が行えるよう、運搬車の配車体制を整備するものとし、必要に応じて、中継基地の配置による大型運搬車への積替え等を行う。
- ・ 処分に関しては、循環型社会と低炭素社会との統合的実現や循環共生型の地域社会の構築の観点も踏まえ、焼却処理量、最終処分量の抑制、ダイオキシン類や温室効果ガスの排出抑制等の環境負荷低減などについても考慮したうえで、一般廃棄物の発生量及び質に応じて、再生利用、中間処理及び埋立処分等のうち最適の方法を選択する。
- ・ 生ごみ、木くず、し尿処理汚泥、浄化槽汚泥等の廃棄物系バイオマスの利活用は、循環型社会の形成だけでなく、温室効果ガスの排出削減により地球温暖化対策にも資することから、飼料化、堆肥化、メタンガス化、BDF化等の処理方法から地域の特性に応じた適切な再生利用等を推進する。

(6) 非常災害時における廃棄物処理

- ・ 災害廃棄物は、適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理しなければならない。処理においては、環境負荷の低減、資源の有効活用の観点から、可能な限り分別、選別、再生利用等によりその減量を図り、将来にわたって生ずる廃棄物の適正な処理が確保されるよう、最終処分量を低減させる。
- ・ 平時から国、都道府県、市町村、事業者等の各主体において事前の備えを確実に進め、実効性が高い平時の仕組みを基礎としつつ、非常災害時における災害廃棄物処理に係る知見・教訓を踏まえた施策を図る。

(7) その他廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な事項

- ・ 資源生産性や有害物質対策の観点から早期の技術開発が期待されている廃棄物からのレアメタル等有用金属の回収技術に関する研究の更なる促進や、低炭素社会との統合の観点から、低炭素な再生技術や廃棄物からのエネルギー回収の高効率化、廃棄物系バイオマスの利活用について、先進的・先導的な技術開発及び調査研究のより一層の推進。
- ・ 環境教育、環境学習、マイバッグ・マイボトルなどの持参や適量な購買・注文、食品の食べきり・使いきりの呼びかけ、食品の賞味期限等への正しい理解の普及等の広報活動等を通じて国民の理解を深めるとともに、廃棄物の排出が抑制され、その適正な処理が図られるよう関係者の協力を求める。
- ・ 3R教育や地域循環圏形成のための研修や教材、カリキュラム等の整備を通じて、人材育成を図っていく。